

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	
根拠法令・条項	下水道法第16条	
所 管 課	下水道管路部 下水道管路課	
審 査 基 準	<p>1. 審査基準</p> <p>(1) 申請に係る公下水道施設の工事または維持（以下「工事等」という）の計画が下水道の整備上必要やむを得ないものであるか否か。</p> <p>(2) 工事等の計画が公共下水道の整備基準並びに設計標準図等に適合するか否か。</p> <p>(3) 工事等の計画が既存公共下水道施設の機能や構造に支障を及ぼすことのない工作物または方法等であるか否か。</p> <p>(4) 工事等に起因して必要な関係官庁等の許可が得られるか否か。</p> <p>2. 許可条件</p> <p>工事等着手・施工について担当部局の指示に従うこと。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>※庁内で処理できる場合は40日</p> <p>※他の行政機関と協議を要する場合は、その期間が上乗せとなる。</p>
	標準処理期間を設定できない理由	